

制度情報—2019年9月の法令から—
北京市大地律師事務所
(北京市大地律師事務所 日本部監修)

I 重要な法令のポイント解説

事中・事後監督管理の強化及び規範化に関する指導意見

(発令元) 国務院
(法令番号) 国発〔2019〕18号
(公布日) 2019年9月6日
(施行日) 2019年9月6日

1. 主なポイント

- (1) 監督管理責任の強化：法律・法規及び「三定」規定により明確にされた監督管理の職責及び監督管理事項に厳格に基き、法により市場主体に対する監督管理を行い、全体に監督管理を行き渡らせ、死角や空白をなくす。監督管理の職権を整理して明確化し、地方政府では公正な監督管理の強化に主要な精力を注ぐ。(第2条)
- (2) 監督管理の規則及び基準の整備：分野ごとに全国統一の、明瞭で実行しやすい監督管理の規則及び基準を策定し、社会に公開する。基準の体系的構築を強化し、各分野の国家基準及び業界基準の確立・改善を加速させ、市場主体が実行すべき管理基準、技術基準、安全基準、製品基準を明確にする。(第3条)
- (3) 監督管理方式の革新及び整備：原則として、日常における企業行政検査はいずれも「2つのランダム、1つの公開」方式により実行する。公共の安全及び人民大衆の生命・健康等に直接関わる特殊重点分野については、法律・法規により全面的な重点監督管理を実行する。信用のレベル別分類監督管理を推進し、信用失墜主体に対し、業界への参入、プロジェクト審査認可等の面で法により制限を与える。振興産業に対し、寛容かつ慎重な監督管理を実施する。(第4条)
- (4) 共同監督管理の体制構築：機関や区域を跨ぐ法執行の連携体制及び協力のメカニズムを構築、整備する。業界団体、商会による業界経営の自律規範化、自主公約及び職業道徳準則の構築、整備を推進する。社会の監督役割を發揮させ、大衆による監督という手段を滞りなく機能させる。(第5条)
- (5) 監督管理の規範性及び透明性の向上：企業行政検査及び処分を規範化し、重複する又は不要な検査事項を減らし、収入没収罰と行政法執行機関の利益が関連性をもつことを禁止する。行政法執行の公示、法執行の全過程記録、重大な法執行決定の法制審査制度を厳格に実行する。(第6条)

2. 今後の留意点

当該意見に基き、政府機関では抜取調査の比率・頻度や抜取調査を受ける確率と調査対象の信用レベルを相関させ、信用に不良記録のある対象については抜取調査を強化し、信用の比較的良好な対象については検査を適度に減らす対応を取る。抜取調査の結果は「国家企業信用情報公示システム」、「信用中国」のウェブサイト等で全面的に公示を行う。このため企業では各種の信用の維持・保護を十分重視し、信用に不良記録が残ることを回避する必要がある。(全7条)

工業製品の生産許可証管理目録を調整し、事中・事後の監督管理を強化する決定

(発令元) 国務院

(法令番号) 国発〔2019〕19号

(公布日) 2019年9月8日

(施行日) 2019年9月8日

1. 主なポイント

近年工業製品の生産許可証が大幅に削減されている中、今年はさらに内燃機、自動車ブレーキオイル等、13類の工業製品について生産許可証管理を廃止し、安全、健康、環境保護に関わる製品については強制製品認証管理への切り替えを進め、認証費用については財政負担とする。

調整後、許可証管理を継続する製品は24類から10類に減少する。

2. 今後の留意点

生産許可証管理を廃止する製品に対し、政府機関では情報化の手段を十分に活用し、品質安全に関するモニタリングの警告メカニズムを確立・整備するとともに、生産許可証管理を廃止する製品に対する監督・抜取検査を強化し、監督・抜取検査の実施範囲を拡大し、抜取検査の頻度を増やし、不合格製品の取締りを強化する。

ビジネス環境改善改革の施策を確実に実行し、参照される取組みを複製・推進することに関する通知

(発令元) 国務院弁公庁

(法令番号) 国弁函〔2019〕89号

(公布日) 2019年9月3日

(施行日) 2019年9月3日

1. 主なポイント

(1) 改革の施策を全国に複製・推進する。主に以下を含む。

- ・企業の全過程のオンライン手続きを実行し、電子営業許可証の全面適用を推進する。
- ・不動産登記、取引、納税の「ワンストップ受理、並行手続き」のサービスを提供し、不動産登記情報のオンライン照会及びオフラインセルフ照会サービスを提供する。
- ・納税手続きのために窓口に出向く回数を1回とする。
- ・国際貿易への「単一窓口」の応用を推進し、通関地徴収料金目録を公開する。
- ・「執行難の基本的解決」連携メカニズムの構築等13項の改革施策。

(第1条)

(2) 全国で参照できる改革施策の提供。主に以下を含む。

- ・企業档案をセルフ照会できる「容e査」サービスを提供する。
- ・ビジネス環境改善アセスメントのレベル別分類管理を行う。
- ・住宅積立金の納付業務の全過程オンライン化と「地区内納付・受取窓口の共通化」、納税者のオンライン「1表申請」、「1クリック申告」を実行する。
- ・通関の全過程電子化を実行し、税関内部の確認審査の「一括作業」を推進し、クロスボーダー貿易のビッグデータ監督管理を実行し、税関の徴収管理全プロセスのサービスを最適化する等、23項目の改革施策を打ち出す。

(第1条)

2. 今後の留意点

自由貿易区等の制度が推進されるに伴い、中国政府は企業にとり有益な制度の複製、推進の速度を徐々に加速し、全国のより多くの企業が改革のメリットを享受できるよう、より良好な経済・ビジネス環境が作られている。各地でも目的に合わせた実施細則が制定されているため、企業は十分注目することが勧められる。（全3条）

企業家が参与する企業政策制定メカニズムの構築・整備に関する実施意見

（発令元）国家発展改革委員会

（法令番号）発改体改〔2019〕1494号

（公布日）2019年9月12日

（施行日）2019年9月12日

1. 主なポイント

- （1）意見・提案を聴取する規範性要求を明確に分類し、企業の切実な利益又は権利・義務に重大な影響を与え、企業の生産経営に影響する特別政策の制定を提起する際、企業家の意見や提案を十分に聴取すべきであるとした。また、経済社会の発展における重大戦略、重大計画、重大改革、重大政策、重大プロジェクトを制定するにあたり、法により秘密を保持すべきとされるものや重要な機密事項を除いて、適切な形式により、一定範囲内において企業家の意見・提案を聴取しなければならないとした。
- （2）企業政策に対する企業家の意見・提案を十分に聴取するうえで、企業の切実な利益に関係し、専門性の高い企業に関わる革新的な特別政策を提起する際は、関連分野の専門家、企業家の代表等を共同で起草に参加させることができる。代表する企業家は所有制、企業形態、業界、規模の異なる企業に偏りなく配慮し、広く全体をカバーしてそれらの意見を十分に代表しなければならない。
- （3）企業家の意見・要求がスムーズに提出されるために、企業政策の制定前に、パブリックコメントを行うことが妥当である場合は、オンライン・オフラインの媒体を十分活用し、合理的な期限を設けて意見を公募し、企業家及び社会の大衆が政策の制定に参加し、意見・要求を反映できるための便宜を図るものとする。
- （4）企業家による意見の処理及びフィードバックのメカニズムを整備するにあたり、企業政策の中で当面回答しにくい意見や提案について、テーマごとの特別研究を行い、後続の企業政策制定の中で回答する。どうしても採択が困難な場合は、明確な理由を提示して適切な方式で企業家と十分に協議する。
- （5）監督・通報のルートを開拓し、企業政策の執行状況について、企業家及び社会の大衆による監督を受け入れる。
- （6）企業コストを増大させ、企業の正常な生産経営に影響を及ぼす可能性のある政策調整について、関連業界の企業による意見を聴取したうえで合理的な移行期間を設ける。政策の調整のために企業の適法な権益が損なわれる場合、法律・法規により補償する。
- （7）経常的に企業家座談会を行い、企業が実際に抱える困難や問題の解決をサポートする。適切な方式で建設的な意見を提出した企業家にインセンティブを与え、企業家が建議・提案することのできる良好な環境作りを推進する。

2. 今後の留意点

今後、各地では実際に制定される具体的な実施弁法を踏まえ、企業家による企業政策制定への参与の推進における良好な経験、方法、事例が適時取り纏められる。これにより企業に関する政策の合理性、規範性、共同性がいっそう増強され、安定的で透明性のある、予測可能な政策環境が造営される。(全3条)

II 法令運用上のケーススタディ解説

1. 事件の概要

王氏は、2006年7月1日にA社に入社しオペレーターとなった。王氏の無断欠勤が多かったため、A社は2017年1月1日、「就業規則」の関連規定に基き、法により王氏との労働契約を解除した。王氏はA社からの解雇通知を受け取った当日夜に服毒自殺した。A社と王氏の家族は「葬儀協議」を締結し、A社より王氏に葬儀費用として50,000元を支払った。

その後王氏の家族は、王氏が間欠性精神病を患っていたにもかかわらず、A社は採用時に審査義務を十分に果たしておらず過失が存在するうえ、解雇時に不適切な行為があったとして、王氏の死亡について50%の責任を負担すべきであるとの認識から、裁判所に民事訴訟を提起し、A社に合計35万円の各種賠償費用の支払いを求めた。

2. 紛争の焦点

A社は王氏の死亡について50%の賠償責任を負担すべきか。

3. 弁護士分析

本件は生命権をめぐる紛争であり、『権利侵害責任法』第6条により、A社が王氏の死亡について賠償責任を負うべきか否かについては、「王氏の死亡に関してA社に過失があったか」、「王氏の死亡とA社の過失に因果関係があったか」を検証する必要がある。

本件において、A社は王氏を採用した際、詳細に審査を行う義務を果たさなかったとはいえ、この過失は王氏の死亡とは因果関係のないものであり、権利侵害を構成しない。王氏自身からも間欠性精神病を患っているという病歴はA社に告知されていなかったため、王氏の病歴について知らないA社が、解雇によって王氏が自殺するという死亡損害結果となることを自ら予測することは不可能であった。仮にA社が王氏を解雇するというやり方が、方法として妥当性を欠いていたとしても、A社が王氏を解雇した行為が必然的に王氏を自殺に至らしめたとはいえず、王氏が適法な手段により権利を保護することは全く可能であった。このことから、A社は王氏の死亡について故意による過失があったわけではなく、権利侵害を構成することもなく、賠償責任を負う必要はない。

4. 司法判断

本件は一審、二審を経て、A社に賠償を求める王氏の家族の訴訟請求を棄却する判決が下された。

5. 留意点

- (1) 会社は定期的に従業員に健康診断を受けさせ、その結果に基づいて病気を罹患している従業員に対し、目的適合性のある対処を講じるようにする。これにより、従業員が会社や従業員本人及び他の従業員に損害をもたらすことを防止することができる。

- (2) 会社は疾病のある従業員の家族と速やかに話し合い、従業員の病歴や治療状況、今後の勤務復帰の可能性を把握し、必要と判断した場合は、協議により従業員との労働契約を解除することもできる。精神疾患等の特殊な疾病である場合は、一方的な解雇を強行する方法は可能な限り避けたほうがよい。
- (3) 従業員に精神疾患があるために、従業員に関する各種事項の処理をする場合、なるべくその家族と話し合うようにし、従業員本人との直接交渉は避ける。
- (4) 仕事や生活を送るうえでのストレスが増大し、従業員が精神疾患にかかる割合も高まっている。企業はそのようなリスクに十分注意し、必要に応じて社内で専門家による不定期のカウンセリングを提供してもよい。